

日本型組織に関する諸論点

——笠谷和比古氏の問題提起をふまえて

平山朝治

はじめに

本論集第三十一号に、私は書評論文『日本型組織の由緒について——笠谷和比古氏の所説をてがかりに——』^{〔1〕}を掲載した。この拙い小品は、笠谷和比古氏の貴重なご研究の成果を私なりに消化し、自説のなかに生かそうと試みることを第一義とするものであって、氏のお説に対する批判を目的としたものではないが、現代の日本型組織を形成した要因として、氏が近世武家官僚制を重視されるのに対し、私は院政期にまでさかのぼる公家や仏教を重視するというスタンスの違いに主に由来する、いくつかの批判的議論をも試みた。それらの批判も、日本型組織に関する歴史的次元に着目する議論を活性化し、さまざまな説の共通点や相違点を明確化し、より包括的でも正確な学問的成果を、笠谷氏をはじめとする多くの論者と協同しながら形成するためのきっかけとなることを意図した、いわば暫定的で、後

からの訂正を少なからず運命付けられたものにすぎないことは、言うまでもない。

このような私の期待に答えて、笠谷氏は『日本型組織をめぐる諸問題—平山朝治氏の批判に応えて—』²¹ご執筆の勞をとられた。そこで氏が展開しておられる議論は、日本型組織の研究を深めて行く上で、たいへん貴重な諸論点の端緒がちりばめられたものであり、その問題提起に十分に答えることは、私一人の能力を超えた難事業である。しかし、貧しい頭をふりしぼって、私なりに、議論のさらなる発展に貢献しようと、本稿の執筆を決意した次第である。

一、多元主義・地層学・解釈学

笠谷氏は、上記論文の「II 平山論文への反論、1 総論」において、氏の著書『^{サクラ}士思想』²²を、日本型組織なるものが近世武家社会のなかで形成され、時の経過にもかかわらず基本的に持続され、現代日本の企業や官庁の組織へと継承されたと論じているという風にうけとることは、誤解であることを指摘されている。氏は、日本型組織に限らず、日本社会・文化の類型的特質が歴史的時間の経過にもかかわらず一貫して持続されてきたものであるとするような、一般的によく見られる問題設定のスタイルに対しては極めて批判的である。そして、日本型組織も、現代日本において外面的に観察されるものとして定義し、それを形成する要因としては多様なものが働いており、近世武家社会の伝統以外にも、私が強調する公家文化や仏教思想をはじめ、さまざまなものを考慮に入れるべきであるとされている。特定の要因をその形成の必要十分条件であるとして他の要因を無視する排他主義の偏狭さと抑圧性を批判し、さまざまな論者が指摘する多様な要因を幅広く考慮に入れるという、多元主義的な態度の重要性を、強調しておられる。²³

私自身、人文・社会科学における方法論としては排他主義や包括主義よりも多元主義が好ましいと考えており、日本社会・経済に関する私の歴史的理論のモデルとして略述した地層学⁽⁵⁾は、笠谷氏も認めておられるように、多元主義の一種であると言えよう。

地層学とは、さまざまな時期に形成された層が重なり合って現代を規定しているという発想であり、それぞれの層の相互の間での影響関係をも考慮するなど、各層それぞれが歴史的に変化しうることをも許容しているので、丸山眞男氏の「古層」ないし「執拗低音」のような、特定の層の不変性を主張するものでもない⁽⁶⁾。

しかし私はさらに踏み込んで、「ある限られた時期に形成された層が、相対的に、非常に強い影響力を、後の時代に至るまで發揮し続けるということもある」とし、「このような影響力の強い新しい層の出現としては、文明社会の形成(文明化)と産業社会の形成(産業化)との二つが、まず、挙げられよう」と論じたのだが、それについて、笠谷氏は、この二つの層だけをとりだして排他的に重視することの危険を多元主義的立場から批判しておられる。

この点については、「相対的に」「まず」という表現によって、排他主義(や包括主義)を回避する最低限の配慮はしていたつもりであるが、私の具体的な議論がそのような印象を与えるとすれば、その点は訂正しなければならぬだろう。しかし、何らかのモデルを構成することによって現実の理解に貢献しようとする際には、多様な要因を多元主義的に並列するだけではまず、その中で本質的に重要と思われるいくつかの要因を選び出し、他の要因はとりあえず無視するという理論的操作は不可欠である。もちろん、そのことは、他の要因の組み合わせを重視する、別種のモデルの存在を否定するものではなく、複数のモデルの協同によって現実の理解もより深化されるものと考えてるのが、多元主義の立場である。

おそらく、笠谷氏が、史料により密着した場で仕事をされている歴史家であるのに対し、私が、歴史現象を理解する際に社会科学の理論化を重視する立場にあるという相違が、私の地層学をめぐる笠谷氏の違和感を生んだのではないかと思われるが、この点は決定的な対立ではなく、史料と理論とのどちらの側により強いウエイトを置くかという相違であるとすれば、立場の違いは生産的な分業をこそ可能とするものではなからうか。

ところで、日本独特の家業経営体たるイエをはじめとして、日本型組織の重要な構成要因の多くが成立したのは院政期公家社会においてであると考えられており、その院政期はすでに文明社会としての日本の基本的なありかたが確定した平安前期より後、産業化より前の時期であり、文明化と産業化という二つの層以外のものである。この点にも、私が二つの層以外のものを軽視していないことが具体的に示されていると言えよう。

笠谷氏はさらに、私が、特定の層が長期持続の性格を有するとして、それを現代の諸問題へと直接的かつ実体的に関連づけてしまう点をも批判しておられる。この批判は、特定の層が時間を通じてほとんど変化せず、それが成立した時点と現代との間ではほぼ同一であるとする立場に私が立っているのだとすれば、的を得たものであるし、そもそも私自身、そのような立場を批判するために地層学を定式化しようと試みたのである。それにもかかわらず笠谷氏がどのように批判されるということは、地層学の方法に関する私の考察が未熟であり、批判すべき当のものとの相違を十分明らかにし得ていないことを如実に語っているものと、私は受け止めたい。

したがって、この批判に応えるためには、地層学の方法をさらに洗練させる以外にないのだが、私が地層学を構想した際に暗黙の内に依拠していたものは、ガーダマー的な解釈学であった。しかし、『日本らしさ』の地層学』においては、紙数の制約もあって、解釈学を援用した方法的考察を十分に展開することができなかった。

ガーダマーは「生が革命の時代のごとく猛烈に変化するときですら、すべての事物が変遷したと思われるでも、実は人が思う以上に、ずっと多くの古いものが保守されているのであり、これが新しいものと結合して新しい力を発揮する」¹⁾「伝統が支配しているところ……では古いものと新しいものとが一緒になって絶えず繰り返し生き生きとした新しい意味をもつものに育ってくる」と述べており、このような発想を図式化したものが、古い層と新しい層との間の相互作用（ガーダマー流に言えば影響活動史 *Wirkungsgeschichte*）を強調するような地層学のモデルである。

ここで注意すべきは、ガーダマーの解釈学が、客観的事実としての過去を実証主義的に明らかにしようとする、啓蒙主義・歴史主義的方法論に対する根底的な批判を伴うものであるという点である。歴史家の多くは、世界史の基本法則を見出だしようとしたような客観主義の影響を強く受けながら、それが信じられなくなると法則ではなくて個々の細かい事実の客観的実証に努力を傾注するようになってきたことに示されているように、ガーダマーが批判するような素朴な客観主義を暗黙の前提としている。しかし、現実には、同じ過去の出来事であっても、その持つ意味・意義は、それぞれの時代の歴史家によってさまざまに解釈されてきたのであり、解釈者の有する現在の関心から離れた客観的な過去は存在しないのである。「精神科学の場合、伝承に取り組む研究の関心は、むしろその都度の現在と現在の諸関心とによって特別の仕方²⁾で動機づけられている。問題設定の動機づけによって初めて、およそ研究の主題と対象というものが構成されるのである。したがって歴史研究は、生自身がそのなかにある歴史的運動によって担われているのであって、この歴史研究が関わる当の対象から目的論的に把握されるようなものではないのである。そのような対象それ自体などは明らかに決して存在していない。」³⁾

このように現代の関心によって過去が解釈されるということは、解釈者の恣意的希望がそのまま過去の事実となる

ということではない。逆に、「理解が始まった」ときの最初の事柄は、なにものがわれわれによびかけてくるということである。このことが、解釈学のあらゆる制約のなかでも最高の制約である。われわれはいまや、この制約によつてなかが要求されているかを知る。それは、われわれのもろもろの先入見を根本的に中断することである」と述べられているように、現在の自己にとつて他なるものとしての過去からのよびかけによつて自己自身も批判され、変化させられるのである。

解釈者と過去との相互作用をガーターは次のように述べている。「理解は、伝承の運動と解釈者の運動とが互いのなかへ働き合うことであり、そのことを描写したのが循環ということである。われわれのテキスト理解を導くのは、意味の先取である。この意味の先取は主観性から生じた行為ではなく、われわれを伝承に結びつけている共通性から規定されている。しかしこの共通性は、伝承とわれわれとの関わりの中で絶えず形成される、という仕方で把握される。共通性は、単にわれわれがつねにすでにその支配を受けているような前提ではない。むしろ、われわれは自分でこの共通性を作り出すのであるが、それは、われわれが理解ということをなし、伝承が行われることに関与し、そしてこの関与することを通じてこの伝承をみずからさらに進んで規定していくことによつてなされる。」¹¹ ガーターのいう過去と現在の共通性、連続性、伝統とは、このように、客観的・実体的なものではなく、解釈学的循環によつて絶えず新たに形成されていくようなものである。さらに、「理解においては、理解されようとしているテキストを解釈者の現在の状況へと適用するというようなことが、つねに起こっている」のであり、「適用は理解ならびに解釈と同様、解釈学的な過程にとつて不可欠の構成要素である」¹²。現在の状況への適用なしに過去の出来事の客観的意味を求めることは、そもそも認識論的に不可能なのである。

以上のような解釈学によって、過去と現在との間に共通性を求めることも、過去の事象を現在に適用することも、可能なのである。笠谷氏が過去の現在への直接的・実体的関連づけと批判されている私の議論は、実はこのような解釈学に基づくものである。それは一見すると、過去から現在まで不変のまま存続する実体的な伝統を想定するような、笠谷氏の批判する立場と似ているようであるが、むしろ根本的に異なるものである。

このことは、以下の点を考慮すれば誰の目にも明らかになろう。不変の実体的伝統を想定する立場は、そのような伝統が他文化とは異なる独自のものであることを強調しがちであり、それぞれの文化の伝統をそのようなものとしてとらえるならば、異文化間の共通性ないし共約可能性の余地が狭められ、独自の伝統の核心にまで至る相互理解は原理的に不可能ということになってしまう。しかし、過去とは「自分自身に含まれる他者性」⁽¹³⁾であるから、解釈学における解釈者と過去との関係は、そのまま、自己と他者、自文化と異文化との間にも適用可能なものである。「人間の現存は一定の立場に決して単純に拘束されてはならず、したがってまた本当に閉ざされてしまった地平などをもつことは決してないのである」「自己を移しかえるということは、或る個人が、別の個人に感情移入することでも、また他人を自分のもろもろの尺度に従わせることでもない。そうではなくて、自分自身の個別性を克服し、さらには他人の個別性をも克服して、よりいっそう高い普遍性へと高揚せしめることである。ここに地平という概念が現れる。なぜならば、この概念が表現しているすぐれて遠望がきくということこそ、理解する者には不可欠なものだからである。地平を獲得するということはつねに、身近なものや、あまりに身近なものを超え出てあなたを見ることを学ぶ、ということである」「現代の地平がそれだけで存在するわけでもないし、われわれが獲得せねばならない歴史学的な地平がそれとして存在するわけでもない。むしろ理解とは、つねに、それだけで存在しているかのごとく思われているもの

もろの地平が融合して、くる過程なのである。¹⁴⁾ このようなガーターの解釈学は、過去の理解のみでなく、異文化間の相互理解をも基礎付け得るものであると言え、それに従っている私の地層学的分析は、日本社会の時間を通じた個性的伝統と、他社会との共約可能性とを、同時に解明することを目的としている。

二、イエの形成と擬制的拡大

笠谷氏は「II・2 イエの形成」において、イエそのものは中央公家社会において先行的に形成されたが、武士のイエの成立は、単に公家のイエの受容にとどまらない創造的な貢献を伴うものであったことを強調されている。¹⁵⁾

笠谷氏によれば、戦国大名の軍事組織を端緒とし、近世武家（幕府や藩）の官僚制組織として完成される組織原理こそが、その創造性を強調されるべきものであるが、その革新性は、イエの擬制的拡大によってイエそのものがイエの姿になぞらえられる形で組織拡大を遂げたのは武士のイエを嚆矢とする点に現われている。

しかし、最近の公家社会研究の進展は、この点にも疑問をなげかけ得るものではないかと私は考えたい。たとえば、十一世紀半ば以降、実務官人の博士家の門弟となった地方豪族・庶民出身者は、博士家の養子となり、その姓を名乗って官途につき、官司請負主体である博士家の継承者となる者も現れるようになっていた。¹⁶⁾ 実務的官司においては、衆望と道理とに基く公平な能力主義的人事の原則が支配しており、律令制以来の合理的官僚制の論理がかなり保存されていたものと思われるが、官司の家業請負とともに、養子形式を活用した、イエの擬制的拡大としての合理的官僚制組織が形成されていたのである。¹⁷⁾

このように、近世武家官僚制と後期王朝国家における官職の家業請負との間にはかなりの連続性があると考えるところは、不当ではないだろう。鎌倉幕府の行政実務を担当したのも、京下り官人たちであり、南北朝期には公家と武家との間の強い接触が見られたし、室町時代の畿内近国守護大名は在京を義務付けられて都市貴族化しているように、行政・統治技術の多くが公家から武家に継承されたはずである。

三、近世武家官僚制とイエモト

笠谷氏は「II・4 イエモトと近世武家官僚制」において、『土の思想』のなかで近世武家官僚制をイエモト的組織とは異なると明記し、私もそのことを確認しながら、私の氏に対する批判が進展していくうちに、近世武家官僚制がイエモトであることになってしまい、しかもイエモトであることを前提とした批判になってしまっていることを指摘しておられる。そして、そのような近世武家官僚制とイエモトの混同に私が陥った原因として、たとえば村上他『文明としてのイエ社会』⁽¹⁸⁾も近世武家官僚制とイエモト的組織とを時として混同しているように、社会科学者の間では従来、日本型組織とイエモト的組織を単純にイコールで結ぶ傾向があり、近世武家官僚制とイエモト的組織の異質性の認識が明確になっていない点を批判しておられる。

笠谷氏は濱口惠俊氏の『日本らしき』の再発見⁽¹⁹⁾に従って、イエモト的組織を主従のヒエラルヒー的連結として特徴付ける。それに対して、近世武家官僚制を構成する家臣は、家老から末端の足軽・小者にいたるまですべて、大名の直屬家臣として同輩であり、彼ら同輩者が官僚制組織において上下のヒエラルヒー（階統）によって序列づけられ、

このヒエラルヒーは主従の連結的ヒエラルヒーでないことを強調しておられる。

以上の笠谷氏の指摘は、私自身を含めて社会科学者の盲点となってきた問題を浮かび上がらせる貴重な論点であると思う。そのことは認めたと上で、多少の弁解も含むことになるが、私自身の立場から若干のコメントを加えることにしたい。

私のイエモト批判の論点は、日本型組織としてイエモトのみを考慮するのは視野が狭すぎ、ネットワークをも含めて考えるべきであるとするものである。従来の日本型組織の議論における、イエモト理論の専制を批判し、それとは異なる類型の組織をも含む、より幅の広い理論を志向する点で、笠谷氏と私との間には、共鳴しあうものがある。しかし、笠谷氏は、イエモトとは異なるものとして近世武家官僚制に着目されるのに対し、私はネットワークを強調しようとするという相違があるが、このことは笠谷氏も論じておられるように、決定的な対立ではなく、相補的なものであろう。

ところで、私が書評論文においてイエモトとネットワークとを対比する際に主に着目しているのは、主従という二者関係がいくつも重なり合い、重層している、主従連結の全体ではなく、二者関係そのものであることは、同論文を注意深く読んでいただければ了解していただけるのではないかと思う。すなわち、イエモトにおける主従関係は、従者が勝手に主人を代えたり、複数の主人に同時仕えたりすることのできないようなものであり、その結果、「忠臣二君に事えず」という君臣道德が形成されるのに対し、ネットワークにおいては、従者が勝手に主人を代えたり、複数の主人に同時に仕えることができる。近世武家の主従関係はその意味でイエモト的なものであり、その結果、將軍―大名・旗本―家臣という、將軍を家元とするヒエラルヒー的主従連結からなるイエモト的組織として、浪人をのぞく

武士身分全体は組織されていたと言えよう。近世武家官僚制は、幕府であれば、將軍を主君として頂く大名・旗本という同輩者によって、藩であれば、大名を主君として頂く家臣という同輩者によって構成されていたことになる。

このようにとらえ得るとすれば、近世武家官僚制は、浪人以外の武士身分全体のイエモト的組織のなかの、下位組織であると位置付けることができ、主人と従者との二者関係においてはイエモト的原理が生きているとも言い得ることになる。このような点に着目すると、近世武家官僚制といえどもイエモト的な存在であり、それとは異なるネットワーク的な二者関係をも視野に入れて日本型組織を論ずるべきであると主張することは許されるであろう。私が笠谷氏の近世武家官僚制論をイエモトとして批判したことの正確な内容は、このようなことであつた。

笠谷氏が主張するように、イエモトと近世武家官僚制とを異なる組織類型と規定することが本当に可能かどうかは疑問であり、後者は前者のなかの局部的組織と考えるべきである。笠谷氏も、イエモト的ヒエラルヒーの内部のあるレベルでの、同一の主人に仕える同輩者の間では、近世武家官僚制のような機能的階級制が構成されうると考えておられるので、この点は氏も同意されることと思われる。

このように、近世武家官僚制がイエモト的組織の内に組み込まれているのだとすると、官僚制組織内部において、同じ主君に仕える同輩者の間であつても、イエモト的な二者関係の論理に従つた、疑似主従関係がインフォーマルに形成されることは、当然ありうるだろう。とりわけ戦国時代においては、上級指揮官である有力家臣とその指揮に従う者との間で、寄親―寄力（寄子）という親子擬制的な情緒を伴う安定的な関係を形成することが、軍団の機能を高めるものとして戦国大名自身によって推奨されている⁽²⁰⁾し、現代日本企業においても、頼みとする上司を結婚の際の仲人とするなどによって、保護―奉仕の関係が形成される。近世武家官僚制内部において類似の現象がなかつたはずは

ないのではなからうか。

さらに、イエモトは果たして封建的な主従関係が単にヒエラルヒー状に連結しただけのものと考えてよいかどうか、改めて問われなければならない。

西山松之助氏は「家元と末端弟子との中間に、いかに多くの連鎖的・中間機関が設定されていても、それらはすべて、家元家父長的権力の拡大再生産機関であつて、分権的・独立機関ではない。つまり、あらゆる末端弟子は、この中間に設定された拡大再生産機構をつうじて、家元に直結していたのである」とし、このように集権的な家元制は分権的封建制とは異質な、「きわめて近代的な企業性に発したものである」とまで述べている。⁽²¹⁾濱口氏はこの説を批判して「家元の権限が直接ボトムに届くことはない。外見上巨大なビューロクラシーである家元組織が、内容上、師弟関係の連鎖的ヒエラルヒーであるゆえんである」と論じ、笠谷氏の採用するイエモト観を定式化しているのである。

西山氏は、家元制の特色として、家元が相伝権を独占し、あらゆる弟子のあらゆるレベルの免状を発行するために、弟子の自立化による集団の分裂・解体がさけられていることに注目して、家元権力の集権性、家元と末端弟子をも含む全ての弟子との直結性を重視するようになったのであり、その限りで、近世武家官僚制が家老から足軽・小者まで同一の主君に直結する同輩者によって構成されているのと似た面があることは、認めなければならないのではなからうか。

この点と関連して、示唆的なのは、王朝国家における下級実務官司の長官は太夫と呼ばれていたが、「それらが没落してしまつた室町時代に、こうした古代国家の各種の長官職の名目であつた太夫名が、芸能奉仕のために宮廷や寺社に参候する賤民芸能者たちに与えられ」たことに由来して、芸道の家元もしばしば太夫を称するようになったことで

ある。²³ 先に、王朝国家における実務官司の家業請負がイエの擬制的拡大による官僚制的組織の源流であることを指摘したが、太夫名が示唆するように、芸道の家元制は王朝国家のイエ的官僚制組織の原理を活用し、家元が官司の人事権に相当する相伝権や免状発行権を掌握することによって、集団の凝集性を確保しようとした結果、西山氏が描くような、家元への権限の集中が実現したと考えることができよう（西山氏が指摘し、書評論文でも述べたように、家元制のもう一つの源流は、寺社の本末関係である）。

西山説に対する濱口氏の批判をどう考えたらよいかという問題は、なお残存する。西山説には家元権力を家父長制・家産制・絶対主義といった西欧的概念にひきつけて理解する傾向があり、家元によるトップ・ダウン型の統制を示唆するが、それと、稟議などボトム・アップを特色とする日本型組織との間には大きな隔りがあることは確かであり、濱口氏の批判はこの点を衝いたものようである。近世武家官僚制においてもそのようなボトム・アップ原理が見られることは、笠谷氏が『士の思想』で強調されていることである。西欧のトップ・ダウンと日本のボトム・アップの対比は、たとえば封建制においても、西欧においては上位者が下位者に授封するように、上から下への方向性が重視されるのに対し、日本においては下位者が上位者に寄進する、あるいは奉公の代償として本領安堵を得るといったように、下から上への方向性が重視されている。このように、この点での西欧と日本の違いは明らかに西欧の絶対主義以降や日本の近世武家の官僚制よりもはるか以前にまで遡るものである。²⁴

このような西欧と日本の差異を帰結した、おそらく最も重要な要因は、西欧においては生産階級が奴隷ないし農奴として支配階級の家支配に従属する「全き家」的な状況と、そこにおける家父長のトップ・ダウン型権力行使が、権力の作動様式のモデルとなったのに対し、日本においては、移動の自由に由来する領主選択権を有する自由な一般農

民が社会体制の基層をなしていたため、自由民の自発的奉仕というボトム・アップ原理を尊重しながら政治権力を構築しなければならなかった点に求められるのではなからうか（この点に関しては、付論、参照）。イエモト的な主従・師弟関係を最初に形成した寺社においても、南都北嶺の大衆の下からの突き上げのように、下位者が上位者を勝手に選べなくなった場合には下位者が団結して上位者の権力を制約するようになる。トップ・ダウン型権力行使を自発性の強い下位者が制約するこのような現象は、家元制や近世武家官僚制にも見られるが、これらはいずれも、移動の自由により来する領主選択権という、一般農民に保証されていた日本社会における根源的な自由・権利が、特定の領主や上位者への専属を強いられるようになった際に形を変えつつ保存されたものととらえることができるだろう。すなわち、下位者が自由に上位者を代えたり、複数の上位者に同時に属し得るといふネットワーク原理に付随する根源的自由がイエモト的師弟・主従関係においてもそれに適合した新たな形で保証されつづけたと考えることができるだろう。

以上のように、近世武家官僚制の内部においてもインフォーマルにイエモト的な主従連結が形成されていたと思われるし、家元制においても家元と末端をも含むあらゆる階層の弟子とが直結する現象が見られたとすると、近世武家官僚制とイエモト的組織とを排他的な組織類型として立てることはできないのではなからうか。もちろん、近世武家官僚制とイエモトとを、相異なる理念型として立てることはできるが、現実の日本型組織としての幕府・藩の行政機構や家元制は、両方の理念型を、ウエイトのさまざまな違いはあれ、いずれもある程度反映しているのである。他方、二者関係の質の違いとしては、イエモトとネットワークとは排他的な概念である。以上のことをふまえれば、日本型組織の分析における、イエモト理論の専制という従来の傾向に対して、笠谷氏と私は協同して立ち向かって行くことができるのではなからうか。

現代の日本型組織、とりわけ市場経済に組み込まれた企業組織において、これらの組織や二者関係の原理がどのようにして協働しているかについての、私なりの見通しを簡単に記してみよう。⁽²⁵⁾

自由主義者である鐘紡の武藤山治は、次のようにして日本の経営の原型を生み出した。労働力不足のために生じた企業間の労働者争奪を緩和し、一度雇った労働者をその企業に緊縛することによって労働市場における資本家の立場を強化しようとした中央綿糸紡績業同盟会に鐘紡は参加せず、自由な市場において労働者を吸引・定着させるべく高賃金・職工優遇策をとった。⁽²⁶⁾これは、農民の領主選択権に相当する権利を労働市場における労働者にも認めようとするという意味で、日本社会の根源的自由・権利を市場社会に生かそうとする試みであると言えよう。このような、労働力不足の下で移動の自由の保証された労働者が好ましい企業を求めて激しく移動する現象は、高度成長以降の若年労働についても見られる。したがって、日本型企業組織においては、従来指摘されることは少なかったが、とりわけ若年・未熟練労働者についてはネットワーク的原理が働いているのであり、労働力不足・売手市場のために企業は若年労働者の吸引・定着を計り、彼らに高度な熟練を身に付けさせて生産性を上げるよう努めなければならなかったのである。

そして、ひとたび形成された熟練は、その形成に企業も積極的に投資しているために、企業と労働者の共有財産となり、企業も熟練に対する持分権を有するために、熟練労働者が勝手に勤め先を代えることは彼を育てた企業の持分権を侵す不正なこととみなされることになる。そのような不正が許されるならば、企業は熟練形成のために積極的に投資できなくなってしまうが、幸いなことに、家元制や近世武家官僚制に見られた「二君に事えず」の道德が有効に機能して熟練労働者は彼を育てた企業に対する強い帰属意識を持ち、他企業からの熟練労働者の引抜きは不正・不道

徳的であるとする観念も一般に受容されることになったと言えよう。

おわりに

以上、私の書評論文に対する笠谷氏の批判的な論点の主要なものを取りあげて、さらに議論を深めるための予備的な検討を試みてきた。いずれの論点も、従来の日本史学・日本社会論・日本文化論においては十分に検討されてこなかった多くの問題とかかわる、奥の深いものであり、それに対する私の検討も、極めて不十分で暫定的な水準を出るものではない。しかし、笠谷氏が提起されたこれらの論点は、深く追及してゆくことよって、新たな地平を切り開くに至るものであることを、私は確信している。とはいえ、いずれの論点・問題も、一人や二人の人間の限られた能力を超えた深さと広がりを持つているので、さまざまな専門分野の多数の方々が、それぞれの視角からこれらの問題にアプローチすることが要請されることになるのではなからうか。

われわれの議論の対象となつている諸論点は、笠谷氏が私信において指摘されたように、イエの形成と普及とをめぐる、歴史学的実証と深くかわる側面と、日本型組織をめぐる方法論や概念構成を中心とする社会科学の側面とに分けることができるかもしれない。前者は日本古代・中世史の方々による専門的な検討をまたなければ決着が困難な論点を少なからず含んでおり、笠谷氏も私もその方面に関する十分な素養を欠いているので、その分野の方々の積極的な発言を待たなければならぬだろう。

しかし、歴史学上の専門的な実証が社会科学の方法論や概念構成と関係がないとは、私は考えていない。付論で見

るように、従来の歴史学はマルクス主義の生産様式の発展段階や西欧的な「全き家」などの理論・概念を日本に適用しようとしてきたのであって、それらの安易な適用は批判されるべきだといえ、いかなる理論・概念などの先入見をも抜きに、純粹な客觀的事実を史料から実証することなど、不可能である。このことは、ガーグマーの解釈学に即して一節で強調したことでもある。解釈学的循環のなかで、われわれの生の全体的展望をより豊かなものにしてゆくという作業の一部分としてしか、専門的歴史学の実証の作業は意味を持たないにもかかわらず、マルクス主義の客觀主義的グラント・セオリーの裏付けを失った現代の歴史学者の多くは、個々の細かい客觀的事実の実証という幻想の中で仕事を続けており、解釈学的循環の中に入り込むことを怠っているように思えてならない。

このような弊害を克服するためには、歴史家の実証と社会科学者の方法論・概念構成とが有機的に結び付き、相互に活発な影響を与え合うようにならなければならないように、私は思う。学問の専門分化の進んだ現代においては、確かにそのようなことは困難ではあろう。しかし、日本型組織という研究テーマは、タコツボ化した現代の歴史学・社会科学のありかたに風穴を開けるに適したものの一つであるとも言えるのではなからうか。

タコツボ化・専門主義に批判を加えた有名な議論のなかで、丸山真男は、「十重二十重のイメージの壁のなかでひとり『真理』の旗を守るといっただけではやっていけない。むしろどういふふうに、人々のイメージを合成し、組織内のコトバの沈澱を打破して自主的なコミュニケーションの幅を広げていくかというのが、これからの社会科学の当面する問題ではないでしょうか」と、教条的・閉鎖的な旧来の社会諸科学を批判し、「原理原則から天降るのどなしに、いわば映画の手法のように、現実にある多様なイメージを素材として、それらを積み重ねながら観客に一つの論理なりアイデアなどを感得させる方法を、もっと研究することが大事ではないかと思ひます」と論じている。このような方

法的態度は、われわれの提起する多元主義・解釈学の重要な一面であろう。笠谷氏と私との間の論争が、そのような日本の社会科学・歴史学の新しい展開の一つの試みの端緒として、今後に生かされることを祈念しつつ、拙い応答論文を閉じることにしたい。

付論 全き家とイエ

日本の在地領主は国家機構に依存した存在であり、(イギリスを例外とする)西欧の封建領主のような土に根差した「全き家」(O・ブルナー)を形成していなかったという私の事実認識に対して、笠谷氏は「II・3 武士の国家機構への依存性」において、西欧の封建領主も所領支配のために国王の權威や教会の制度を利用したのであり、国家機構を利用した所領支配という点で日本の在地領主と本質的に異なる存在ではないのかとの疑念を提起しておられる。

その際笠谷氏が主に依拠しておられる西洋史の学説は、堀米庸三『ヨーロッパ中世世界の構造』⁽²⁸⁾である。堀米説は、中世には(古代のないし近代の意味での)国家が存在しなかったとする、西洋の学界の主流説を批判し、分権的で諸封建領主の上位に君臨する権力がないような西欧大陸の封建制における、超越的權威を中核とする独特の国家のありかたを積極的に描こうとした労作である。私の理解した限りでの堀米説の要点は、王家の家産制的直轄行政組織の強弱によって、ノルマン王朝イギリスのような集権的封建制とカペー王朝初期フランスのような分権的封建制の相違を説明しようとする理論である。したがって、堀米氏が王家の家産制的直轄行政組織としたものに相当するものが日

本の封建制においては何であるか、そして、その強弱によつて日本の封建制の集権ないし分権度を測定ないし説明できるかが、まず問題とならなければならぬだろう。

王朝国家の官職が家業として請け負われるという風にして、国家の（家産？）官僚制が官職の家業請負によつて機能的に分権化して封建社会が形成されたという日本のありかたは、王家や封建領主の家支配の下に従属する家産制と、領主の間にみられる独立した人格相互の主従関係からなる封建制とが、少なくとも概念的には明確に二分されるような、堀米氏が描く西欧中世とは著しく異なるものであり、堀米理論をそのままでは適用できない。たとえば、鎌倉御家人の御恩・奉公にしても、將軍と御家人の人格的主従関係であるとともに、諸番役、公戦への参加という御家人奉仕義務の履行を条件に本領安堵という所有権の保証や、地頭職など役得付きの官職への任命を得るというように、国家の機能と不可分のものであった。おそらく、御家人の側は人格的主従の意識が強く、幕府権力の側は国家的意識が強いという対立があり、貴種を頂いて関東の在地領主の強固な連合を形成しようという、在地の自生的な動きと、在地領主たちを国家権力に統合しようとする上からの動きとが、部分的には協同しつつ、他方では激しく葛藤し合うものが、鎌倉幕府の実態ではなからうか。そのために、將軍殺害が相次いで生じ、幕府による単独相続化への要請と在地の分割相続慣行の妥協の産物として惣領制が行われることにもなったのではなからうか。そして、承久の乱や蒙古来襲を通じて、幕府の全国公権力としての性格が強化され、武士の地位が高まるにつれて、しだいに在地領主たちも国家権力の何たるかを学び、その魔力のとりこになつていったのではなからうか。

このように考え得るとすれば、日本の封建制は西欧とはかなり異なるものであるが、当初より集権性がかなり強く、しかも時代を下るにつれて集権度が高まっていたと考えることはできよう。日本中世の国制は、西欧中世のなかで

はイギリスに近い、きわめて集権的な封建制であると考えて、大過ないのではなからうか。

日本の封建制が集権的でありえた最大の要因は、おそらくイギリスと同様日本も島国であるため、国家権力の及ぶ領域の範囲を確定しやすいことであろう。西欧大陸諸国では、封建領主が複数の国の王に臣従しえたため、封建国家には国境がないといわれるような状況が生まれてしまった。それに対して、日本においては構造的に、複数の権門を通してであれ、国家権力の正統性は結局天皇に収斂・一元化されることになったのである。南北朝内乱も、相争う勢力のいずれもが自己の正統性を天皇に求めたからこそ生じたものであり、正統性の天皇への収斂を否定するものではない。

西欧封建制の分権性を象徴する最大の現象としてブルンナー以来強調されてきたのは、裁判とFehde(自力救済)とが同格で選択可能な紛争解決手段として公認されており、臣下は国王に対してもFehdeに訴えることができた点である。そこでは、私戦と公戦の区別も、国王に対する反乱も、本来存在しえず、何人に対しても武力に訴えて自己の権利を主張することが正当とされていたのである。集権的封建制を実現していたイギリスにおいてはFehdeが禁止され、非難されるべき私戦と正当な公戦の区別の観念も形成されていたが、日本の上流武士も当初より、両者を区別して私戦をうしろめたいものとし、国家権力の担い手としての武力行使のみが正当であるとする観念を持っており、そのような観念は時代が下るにつれて一般武士の間にもしだいに浸透していく傾向が見られるようである。²⁹⁾

笠谷氏は、国人一揆を在地の秩序に主として規定された自生的な政治機構であるとされているが、石井紫郎氏は、主としてドイツとの比較によりつつ、国人一揆には守護勢力との對抗の必要上幕府権力にとりいろいろとする傾向が強く、幕府の目を気にして一揆内での暴力が禁圧されるなど、その内部にも上位権力の強力な作用が見られることを論

じている。公式には国人は守護検断の対象、統治の客体であり、国人一揆はアウトロー的存在であるが、守護の強大化を牽制するために幕府は国人一揆をしばしば、その正統性の弱みにつけこみながら利用したため、幕府の意向と合致しない決定は控えられ、幕府権力が実現しようとしている平和維持の、一揆内での実現が期待されたということである。⁽³⁰⁾

石井説によれば、平安末・鎌倉時代の在地領主は所職や御家人身分によって自己の所領に対する所有・支配権を上位権力から保証されていたが、室町時代の国人領主にはそのような所領支配権の公的保証はもはや存在せず、既得権としての所領支配は非合法的なものであったことになろう。国家権力が著しく強化された近現代においても、暴力団のように、非合法の諸権利を非合法の武力によって保持しているが、それなりの仁義を有しているので社会秩序を著しく乱すことはなく、むしろ公権力の及ばない部分での秩序維持に役立つ存在であるために、公権力からも必要悪として黙認・利用されているような非合法権力は、常に存在する。暴力団は政治家と結び、公権力にとりいりがちでもある。したがって、アウトロー的な国人一揆は集権的国家権力の存在と何ら矛盾しないのである。

さらに、イエの形成と密接に関連する論点であるが、封建領主の間にはやく一子単独相続が浸透したのはイングランドであり、フランスにおいては封建領主が宮廷貴族化した絶対主義時代によろやくそれが貴族の間に定着している。「イングランドで普及している絶対的で非妥協的な形態の長子相続制は、封建制一般に見られる現象ではなく、国王が最強の封臣の力を恐れる必要がほとんどない、著しく中央集権化された封建制に特有の現象なのである」⁽³¹⁾という指摘はおそらく日本にもあてはまるであろう。一子単独相続は、国家権力への奉仕要員を世代を超えて安定的に供給させようという中央の要請に基づいて、上から、在地の分割相続慣習を否定しつつ、浸透してゆくものである。実

際、日本のイエは王朝中核部の公家社会に始まり、鎌倉武士においては、在地の分割相続慣行と幕府による単独相続化への要請の妥協形態である惣領制にとどまったが、武士が完全に国家権力を掌握した南北朝・室町期には武士の間に普及している。一子相続的なイエの形成は、分割相続慣習の根強い在地における秩序形成として、下から自生的に行われるものではありえず、かなり集権的な国家権力の存在を無視することはできないと思われる。

ドイツ的な分権的封建制を前提として形成された全き家の概念を日本の在地領主に適用しようとして行われた、在地領主の家支配の議論と、集権的国家権力の要請を不可欠とするイエの形成の問題とは、「家」「イエ」という概念の表面的類似によってしばしば混同されてきたが、明確に区別し、家は必ずしもイエではないことを前提として議論しなければならぬだろう。

その上で、日本の在地領主に「全き家」概念を適用しえるかどうかは、改めて検討すべき事柄であるが、それについて私はすくなくからぬ疑問を禁じ得ない。封建領主の国家機構への依存性にしても、分権的なドイツと集権的な英日とは明確に質的な差異があり、英日に全き家を見出すことは困難であろう。

また、西欧的な全き家は、生産階級から移動の自由を奪い、奴隷ないし農奴として排他的に支配するが、日本における一般農民は、移動の自由によって領主を選択する一種の投票権を有していたとすれば、そのような一般農民は領主の家支配の外部に存在したことになる。また、貞永式目第四二条のように、上位権力は一般農民の領主選択権を積極的に支持することによって、領主の在地支配を制約し、一般農民に直接の影響力を発揮することもできたのである。²²他方、領主の側も、家支配の及ばない一般農民に対する支配の正統性を備えた、上位権力の官職・権限を入手する必要から、上位権力にとり入ろうとすることにもなったものと思われる。領主選択権を有する、層の厚い自由民の存在

は、「全き家」概念適用の余地が全くないことを示しているのではなからうか。

ところで、家父長の支配する自己完結的な家政（オイコス）という「全き家」理念は自給自足的な農業経営に発し、アリストテレスにまでさかのぼるような、西欧の正統的な形而上学・政治思想・経済思想の核になるものである。⁽¹³⁾ 経済思想としての「全き家」理念は、商業が発達した後にも、そこにおける利潤動機や利子取得を不正なものともみなして商業と消費とを等置するような発想を生み、資本主義的市場経済に対する敵意や倫理的批判のよりどころとして機能してきた。すなわち、近現代においては、自由な市場とそこにおける営利的経営を重視する古典派経済学的な自由主義と鋭く対立する、全体主義・社会主義的な発想の温床となってきたものである。注目すべきことに、遅くとも十三世紀には資本主義市場経済の発達していたイングランドにおいては、このような反市場思想は見られなかった。⁽¹⁴⁾ すなわち、大陸西欧とは異なってイングランドでは「全き家」理念の作用は経済思想についても見られないのである。

日本についてはどうであろうか。人工灌漑稲作においては在地有力者が種籾を一般農民に貸し付けて利子をとる出挙が一般化しているので、利息を不公正とする観念は生じにくい。しかも、律令国家による地方支配の進展は旧来の道徳・価値観にとらわれることなく営利的経営を行う新興富豪層を生みだし、平安時代の国司・受領の貪欲な利潤追及も知られているように、農業経営と交換経済とを有機的に組み合わせた営利的経営の手法は、在地領主・武士が登場するころの在地社会にかなり普及していたものと思われる。関東の豪族武士の館について峰岸純夫氏が「手工業者を周辺に集住させ、寺・社・市なども置き、その地方の中世の政治・経済・文化の中心的な役割を果たしていた。館の立地が、おおむね防衛面よりは、陸路や水路など交通の要所に設定される場合が多いゆえである」と指摘しているように、在地領主は地方の交換経済の中心的主体ですらあった。

このように、在地領主・武士が交換・貨幣經濟の主体でもあったということは、彼らの目は自己の所領のみに注がれているわけではなく、むしろ、經濟的先進地帯である京・畿内の豊かさとは高度な文化とは強い関心を持っていたことにもなる。事実、保元の乱から戦国大名による天下統一競争まで、武士による大規模な戦乱はすべて、經濟的先進地帯としての京・畿内の富と、超越的權威としての天皇をめぐる争奪戦の様相を呈するものであった。

江戸時代になると、笠谷氏の重視するように、外様国持大名による領国支配に見られるような、かなり分権的な体制がとられるようになるが、これも、幕府が畿内の富と天皇を手中に収め、それらへの接近を断念せざるをえなかった外様国持大名は地方にいわば封じ込められたことをも意味しており、領邦国家の分立に至るようなドイツ的な地方分権化と比べれば、なお著しく中央集権的であると言わなければならないだろう。

イングランドでは十三世紀半ばにはすでに「家計と経営が完全に分離し、合理的資本計算と利潤動機が広範にみられた」⁽³⁶⁾とすれば、自給的農業を営み、生産・経営と消費・生活が一つの単位の内部で行われる状態を理想とする「全き家」の理念が中世以来高度に資本主義化していたイングランドでは全く廃れてしまったのも当然であろう。日本のイエも在地支配から引き離され、国家から俸給を支給される都市貴族のなかで形成されてきたために、先に指摘したように、当初より、経営単位と消費単位のズレを大幅に許容するものであり、経営と消費の機能分化を強く促すような、資本主義的・市場的分業社会に極めて適合性の高いものであった。このように、日本やイングランドの集権的封建制を可能とした根本的な条件は、京やロンドンのような首都の地方都市に対する絶対的優越を伴うような、首都を中心とする商業の発達であり、そのような体制の下では、分権的で自給自足的な「全き家」理念は定着しえなかったのである。そして、日本のイエは首都に住む都市貴族によって形成された、都市的分業社会に適合的なものであると

いう点で、全き家とは正反対の性格を有するものであった。イエのそのような性格は在地領主が都市貴族化して形成された近世武家社会においても継承されたと考えることができよう。

注

- (1) 平山朝治「日本型組織の由緒について―笠谷和比古氏の所説をてがかりに―」、『経済学論集（筑波大学社会科学系）』、第三十一号、一九九四年。
- (2) 笠谷和比古「日本型組織をめぐる諸問題―平山朝治氏の批判に応えて―」、『日本研究（国際日本文化研究センター）』、第11集、一九九四年。
- (3) 笠谷和比古『士サマライの思想―日本型組織・強さの構造―』、日本経済新聞社、一九九三年。
- (4) 排他主義や多元主義という概念を笠谷氏は使っていないが、ここでは、諸宗教の神学における排他主義・包括主義・多元主義なる概念を科学方法論に応用した私の議論に従って、これらを使用する（平山朝治『比較経済思想』、近代文芸社、一九九三年、III 現代経済学における「方法論争」と「二つの文化」、一 排他主義・包括主義・多元主義、参照）。本稿の文脈に即してごく簡略に言えば、多元主義はある現象を説明する多様な要因ないし理論の共存を認めるもの、排他主義は特定の要因ないし理論のみを排他的に主張するもの、包括主義は他の要因ないし理論の存在を許容するものの、それらも究極的には自分の主張する要因ないし理論によって説明し尽くされるとするものである。
- (5) 平山朝治『日本らしさ』の地層学、情況出版、一九九三年、序章 歴史の地層を読む、参照。
- (6) 丸山真男「原型・古層・執拗低音―日本思想史方法論についての私の歩み―」、武田編『日本文化のかくれ形』、岩波書店、一九八四年、参照。なお、丸山氏は、古層という表現が、マルクス主義の土台のように、より新しい上層を究極的に規定する排他的要因と受けとられることを嫌って、それに代えて執拗低音と呼ぶようになってくる。その点で丸山氏の古層・執拗低音も多元主義の一種ではある。
- (7) 平山『日本らしさ』の地層学、八・九頁（強調は引用時に付加）。
- (8) H II G・ガードマー、池上・山本抄訳「真理と方法」、O・ペケラー編『解釈学の根本問題』、晃洋書房、一九七七年、一八七、二一五頁。
- (9) 同、一九一頁。
- (10) 同、二〇四頁。

(11) 同、一九六頁。

(12) 同、二一八頁。

(13) 同、二一六頁。

(14) 同、二二二・二・三五頁（強調原著者）。現在と過去、自己と他者との間に共通性を見出すことによる理解が可能となるためには、両者の間にもともとなんらかの同質性がなければならぬ。この同質性は、自己の心と他者の心とが同一不二であるということ（平山朝治『社会科学を超えて―超歴史的比較と総合の試み―』、啓明社、一九八四年、同「独我論から一者へ」、『経済学論集（筑波大学社会科学系）』、第三十二号、一九九四年、参照）に他ならないと私は考えている。ガーダマーより以前の解釈学は、自己の心と他者の心とが異なるとする、西欧では自明とされてきた暗黙の前提を立てていたために、独我論を論理的に反駁できなくなるといふ、他者理解の方法論としての本質的な困難をかかえていたのであり、それを乗り越え、他者の地平への自己投入ではなく、自己と他者の地平の融合を説いたガーダマーは、その暗黙の前提を批判し、自己の心と他者の心とは異ならないという方向に議論を展開していたと考えることができるのではなからうか。自己の心と他者の心とが異なるとすると、他者の地平に自己を何らかの意味で投入することができるとしても、そのようにして知られた他者の地平と自己の本来の地平との間の深淵を埋めることは原理的に不可能となり、両者を共通の基準で統一的に理解することもできなくなる。そのために、たとえ自文化内であっても過去の人の思想は現代の思想と何の共通点もないということになってしまふのであり、そのようにして帰結する過去との断絶を克服して文化・民族の通時的アイデンティティーを実現するためには、過去から現在にいたるまで変化することなく存続してきた実体的な伝統を虚構せざるをえなくなる。実は、近代的自我そのものも、自我的通時的な分裂という自我崩壊の精神的危機を克服すべく、時間を通して変化しない実体的自我（すなわち個人レベルでの不変の伝統）が虚構されたものであり（真木悠介『時間の比較社会学』、岩波書店、一九八一年、第4章、参照）、素朴客観主義・実証主義的な日本の国学が民族文化レベルでの不変の伝統を虚構したのと極めて似た誤りを犯したものである。

(15) 武士のイエの独自性の第一として氏が挙げておられるのは、それが所領支配に基礎を置き、外部権力ないし上位権力に対する政治的独立を保持し、不可侵領域としての自己のイエ支配を実現した点である。この論点がどの時代を指しているのかは不明瞭であるが、在地領主が登場した平安末から鎌倉時代をも含むものであるとすると、問題がある。当時の在地領主（地方武士）層には未だ中央のイエは浸透しておらず、彼らの血縁・地縁組織は古代豪族の氏のそれ

を基本的に継承したものだからである。したがって、当時の在地領主の家支配はイエ支配ではないことになる。

また、在地首長と呼ばれる古代豪族と在地領主と呼ばれる中世豪族との間には、氏組織形態をはじめとした連続性があり、とりわけ中央権力の影響が弱かった辺境地域においては、連続性も強いと思われる。したがって、国衙の支配権が後退するとともに在地有力者たちの所領支配の自立性が復活したものと見て、在地領主制をとらえるのではなからうか。人工灌漑を指揮するなど、勸農を介した地域農民に対する権威と権力が、在地首長制・律令国家・前期王朝国家・在地領主制において一貫して在地支配の基礎になっていたとすれば、在地所領支配に関する限り、在地首長制と在地領主制との間には本質的な相違はなく、上位権力との関係や、自立的在地支配の国家的統合への組み込まれ方についてのみ両者の間には大きな違いがあるのではなからうか。これは、笠谷氏に対する批判というよりも、在地領主を古代のアジア的ないし奴隸制的生産様式から中世の農奴制的生産様式への革命の担い手という風に解釈してきた旧来の通説に対する素朴な疑問である（笠谷氏がこの説を支持しておられるのかどうかは私にはよく分からない）。人工灌漑稲作が始まって以来、在地首長制下の部やヤツコ（家之子）、在地領主制下の家人・所従・下人など、家支配に服する不自由民をのぞいた一般農民は、特定の在地首長ないし在地領主に従属する奴隸ないし農奴的な存在であったことはなく、一貫してかなり自由に居住地を選択できる自由民であったとすれば、在地支配も奴隸制や農奴制とは異なるものであったはずであり、そのような自由民を支配する体制として在地首長制と在地領主制とは連続性の強い、基本的には同質のものたらざるをえなかったはずである。

在地支配のありかたが根本的に変化するのは、自由民たる一般百姓の定住化がすすみ、自治機能を備えた惣村が形成されるようになって以降であろう。惣村の形成は経済的先進地帯である畿内から始まっており、公家や寺社の勢力が強くて在地領主の支配が弱かったことが、惣村という新たな在地秩序の形成を助けた要因の一つである。そして、惣村が基底的な在地秩序になるにつれて、かつての在地領主は在地からしだいに遊離するようになり、彼らを結集して組織したものが戦国大名であるとすれば、戦国大名は、在地領主制の危機ないし崩壊によって生まれたものということになる。笠谷氏が今日の日本型組織につながる武士の組織の端緒として実質的に重視しておられるのは、他ならぬ戦国大名の軍事組織である。私も、戦国大名の軍事組織は、惣村の形成と在地領主制の危機・崩壊という在地秩序の変化をふまえた新しい創造であることを認めるに吝かではないが、その際私は、在地支配秩序として在地首長制と在地領主制との間に本質的な違いは認められないことも含めた上で、戦国大名の新しいさを強調すべきではないかと思う。

すなわち、律令国家・王朝国家が中央豪族の在地首長としてのあり方を否定して国家の官僚制の要員たる都市貴族にしたのと同様に、戦国大名は在地支配から浮き上がりはじめた在地領主を城下町に集住させて強固な軍事組織を形成しようと試み、その延長上に近世武家官僚制も形成されたと考え得るとすれば、戦国大名や近世武家官僚制の新しさも割り引かなければならないだろう。律令・王朝国家の官僚制と近世武家官僚制とは、豪族を在地支配から引き裂がして都市に集めて集権的行政組織を形成したという点でかなり類似した現象であり、したがって、官僚制の内容については、後の事例は先例から多くのものを継承したと考えるべきだろうからである。

(16) 曾我良成「官司請負制下の実務官人と家業の継承」、『古代文化』、第三七卷十二号、一九八五年、参照。

(17) また、撰閥家など上流公家のイエにおいても、その家政機関に中下級公家が家司として勤務し、俸禄的所職の給付を受けている。このようにイエは、もともと朝廷に勤務して俸禄の給付を受けていた都市貴族の間で、官職の家業請負として形成されたために、消費・生活単位としての自己のイエを持ちつつ、収入不足を補ったり上位のイエによる保護を得るために、上位のイエに勤務することは、ごく自然のなりゆきであり、消費・生活単位と経営単位との間のズレや分離、それに伴う、有力なイエの経営単位たる実務官司や権門家政機関の巨大化・官僚制的組織化は、公家社会においてイエが形成された当初より一般に見られたものと思われる。

(18) 村上泰亮・佐藤誠三郎・公文俊平『文明としてのイエ社会』、中央公論社、一九七九年。

(19) 濱口恵俊『日本らしさ』の再発見』、日本経済新聞社、一九七七年。

(20) 水林彪『日本通史Ⅱ 近世 封建制の再編と日本の社会の確立』、山川出版社、第2章29項、参照。

(21) 『家元の研究 西山松之助著作集第一巻』、吉川弘文館、一九八二年、五四七―八頁。同様のことは、家元制の源流の一つである寺社の本末制度にも見られる。たとえば、西山氏も注目している(同、一五一―五頁、参照)浄土真宗については、「注目すべきは、門徒たちが、本願寺と、たとえば本福寺のような本願寺末寺とに二重に属しながら、ほんらいは『開山の御門徒』(つまり親鸞の門徒)と規定されていたことである。親鸞の血筋を引く本願寺宗主や宗主一族は、このことを根拠に末寺がかかえる門徒を直接に把握することが可能であった。もちろん、末寺とその門徒との師弟関係がまったく否定されるわけではない。しかし、末寺が自身の弟子であるはずの門徒から師匠と認められるためにも、本願寺の認定は必要であった。／＼こうして、本願寺自身や宗主一族寺院(これを一家衆寺院という)に直属する門徒(直參門徒)であれ、末寺のかかえる門徒であれ、本願寺はひろく道場主や在所の信徒の代表を直接に把握することができたのである。」(朝尾直弘『大系日本の歴史8 天下一統』、小学館、一九八八年、五六―七頁)宗派や

芸道の祖師を末端弟子をも含めたあらゆる階層の弟子のほんらいの師匠とし、祖師のカリスマを独占的に継承する宗主・家元がかれらを直接把握するという面が、本末・家元制には見られるのであり、このような集権性がなければ、師弟関係の重層がネットワークではなくヒエラルヒー状に形成されることもありえないのではなからうか。したがって、封建的・分権的な主従連結はネットワーク状になり、イエモトのようなヒエラルヒーにはならないという一般法則を見出すことができることになろう。書評論文執筆時における私の主張はこのような一般法則を暗黙の内に念頭に置いていたように記憶しているが、それを明瞭に言語化するに至らなかつたために、笠谷氏が指摘したような論旨の混乱が生じたのではないかと、考えている。

(22) 濱口『日本らしさ』の再発見、一九四頁。

(23) 西山『家元の研究』、七一頁。

(24) この点については、丸山真男『政事まつりごとの構造―政治意識の執拗低音―』、『現代思想』、一九九四年一月号、が示唆的である。

(25) 以下、詳しくは、平山朝治『イエ社会と個人主義―日本資本主義の起源―(仮)』、『日本経済新聞社、近刊、五章、参照。なお本稿の他の諸論点も同書で私が展開した議論と密接に関連しているが、いちいち言及すると繁雑になるので言及は控えることにした。

(26) 三戸公『家の論理2 日本的経営の成立』、文真堂、一九九一年、一一一―一二九頁、参照。

(27) 丸山真男『日本の思想』、岩波新書、一九六一年、一五〇―一頁。

(28) 堀米庸三『ヨーロッパ中世世界の構造』、岩波書店、一九七六年。

(29) 石井紫郎『日本国制史研究II 日本人の国家生活』、東京大学出版会、一九八六年、参照。同書は、ブルンナーの描いた西欧封建制と日本のそれとの相違を詳細に検討した労作であるが、イギリスを比較対象から除き、最も分権的なドイツを西欧封建制の典型ないし理念型としているために、やや一面的な議論になっているのではなからうか。

(30) 同書、第三章、参照。

(31) Pollock, Sir F. and Matland, F. W., *The History of the English Law before the Time of Edward I*, 2nd ed., 1968, p. 265. (A・マクファーレン、常行・堀江訳『資本主義の文化』、岩波書店、一九九二年、二四三頁より引用)。

(32) 平山『日本らしさ』の地層学』、一章・1 自由民による支配者選択の伝統、参照。

(33) O・ブルンナー、石井他訳『ヨーロッパ―その歴史と精神―』、岩波書店、一九七四年、IV「全き家」と旧ヨーロッパ

- パの「家政学」、参照。
- (34) A・マクファーレン、酒田訳『イギリス個人主義の起源—家族・財産・社会変化—』、リアポート、一九九〇年、参照。
- (35) 峰岸純夫「東国武士の館」、西垣編『地方文化の日本史3 鎌倉武士西へ』、文一総合出版、一九七八年、三四頁。
- (36) マクファーレン『イギリス個人主義の起源』、三三三頁。